別表1

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 補助率 | 採択基準 |
| 水産強化支援事業 | 水産業強化対策整備交付金事業 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（別記７）第３経営構造改善目標　２漁業共同利用施設の整備関係　（１）メニューの内容に掲げる対象施設 | 市町村・漁協等 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（別記７）第３経営構造改善目標　２漁業共同利用施設の整備関係　（１）メニューの内容に掲げる交付率 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱別表１のⅤ水産業強化対策整備交付金に掲げる採択基準 |
| 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 | 一般災害 | 〃 | 2／10 | 1箇所あたりの工事費40万円以上耐用年数×1.4倍を経過していない施設 |
|  |  | 激甚災害（告示地域） | 〃 | 40万円までの部分4／1040万円を超える部分9／10 | 1箇所あたりの工事費13万円以上耐用年数×1.4倍を経過していない施設 |
|  |  | 激甚災害（その他の地域） | 〃 | 40万円までの部分3／1040万円を超える部分5／10 | 1箇所あたりの工事費40万円以上耐用年数×1.4倍を経過していない施設 |
| 水産業競争力強化緊急事業 | 水産業競争力強化緊急施設整備事業 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（別記８）の別表に記載の対象施設 | 市町村・水産業協同組合・水産業の発展を目的とする団体又は法人 | 1／2以内（防災対策関係施設については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については2/3） | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱別表１のⅦ水産業競争力強化緊急施設整備事業に掲げる採択基準 |
| 水産多面的機能発揮対策交付金 | 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業 | 市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部 | 市町村 | 定額 |  |
| 特認事業 | その他知事が特に認める事業 |  | 〃 | 上記の補助率に準じる |  |
| 農山漁村地域整備交付金 | 海岸保全施設整備事業 | 市町村が行う漁港区域に係る海岸保全施設整備（高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策）、津波・高潮危機管理対策、海岸環境整備に関する事業 | 市町村 | 1／2以内 | 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11（海岸保全施設整備事業に係る運用）による |
| 水産業成長産業化事業 | 養殖業新規参入補助事業（資機材導入費補助） | 水産業成長産業化事業実施要領第2の5別表の経費 | 漁業者、漁協・漁連又は養殖業を実施しようとする法人 | 1／2以内(上限250万円) | 水産業成長産業化事業実施要領第2の6に掲げる要件 |
| 養殖業新規参入補助事業（調査・研究費補助） | 〃 | 〃 | 1／2以内(上限50万円) | 〃 |
| 海業取組促進事業 | 海業取組促進事業 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について第2の10に関する事業 | 市町村・漁協等 | 定額 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱別表１のⅫ海業取組促進事業に掲げる採択基準 |

別表2

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 事業名 | 重要な変更 |
| 経費の配分の変更 | 事業内容の変更 |
| 水産業強化支援事業 | 水産業強化対策整備交付金事業 | 事業費の増額変更 | 1.事業の中止又は廃止2.国庫事業に係る成果目標の新設、変更及び廃止3.事業実施主体の変更4.附帯事業費の新設又は廃止 |
| 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 |  |  | 1.工種の変更に伴うもの2.施行箇所の変更に伴うもの3.農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更に伴うもの4.その他農林水産大臣が別に定める変更に伴うもの |
| 水産業競争力強化緊急事業 | 水産業競争力強化緊急施設整備事業 | 事業費の３割を超える変更又は国費の増額を伴う変更 | 1.事業の中止又は廃止2.管理主体の変更3.施行箇所及び設置場所の変更4. 施設等の新設又は廃止 |
| 水産多面的機能発揮対策交付金 | 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業 |  |  |
| 特認事業 | その他知事が特に認める事業に要する経費 |  |  |
| 農山漁村地域整備交付金 | 海岸保全施設整備事業 | 漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱第７に掲げる軽微な変更以外の変更を言う | 漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱第７に掲げる軽微な変更以外の変更を言う |
| 水産業成長産業化事業 | 養殖業新規参入補助事業 |  | 事業の中止又は廃止 |
| 海業取組促進事業 | 海業取組促進事業 | 国費の増額を伴う変更 | 1.事業の中止又は廃止2.事業実施主体の変更 |

別表3

|  |  |
| --- | --- |
| 処分制限財産の名称等 | 処分制限期間（年） |
|  施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| 導流施設設備漁場造成施設設備のり漁場造成施設設備わかめ人工採苗施設設備のり・人工採苗設備保護水面管理施設設備水産種苗供給施設設備 | 護岸消波堤防波潜堤パイル保全施設建物水中カメラ採泥器潜水器監視室作業所餌料保管冷蔵施設飼育池種苗センター貯水タンク燃油貯蔵タンク動力ポンプ | 鋼製鉄筋コンクリート造ブロック造鋼製鉄筋コンクリート造ブロック造金属造　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの木造木骨モルタル造木造モルタル造簡易木造ブロック造金属造　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下のもの木造鉄筋コンクリート造ブロック造鉄筋コンクリート造コンクリート造網囲い式木製生けす網仕切（金網）網仕切（漁網）小割網木造鋼板製鋼鉄製のもの | 254130253834311514553151473431241524223015555551515158 |

|  |  |
| --- | --- |
| 処分制限財産の名称等 | 処分制限期間（年） |
|  施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| ふ化養殖用施設設備漁具倉庫施設荷さばき施設水産物産地流通加工冷蔵庫施設設備 | ボイラーコンプレッサー発電機ウインチフォークリフト発電機飼育場建物建物汚水処理施設海水浄化施設水揚機械駐車場冷蔵倉庫機械設備 | コンクリート造木造鉄筋コンクリート造金属造　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下のもの　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの木造木骨モルタル造鉄筋コンクリート造金属造　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下のもの　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの木造木造モルタル造金属造　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの鉄筋コンクリート造金属造アスファルト敷鉄筋コンクリート造 | 88874815738312417151438312519171531301410102412 |

|  |  |
| --- | --- |
| 処分制限財産の名称等 | 処分制限期間（年） |
|  施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| 魚かす製造施設設備魚体処理施設設備出荷調整施設設備沿岸漁民研修施設設備稚魚飼育用設備陸上種苗生産施設設備 | 建物作業所機械設備建物機械設備蓄養池研修所揚水ポンプ斜流ポンプ動力チョッパー餌料培養棟淡水貯水そう海水貯水そう稚魚池上屋餌料培養池上屋餌料培養池稚魚池親魚池 | 金属造　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下の　もの　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの金属造　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下もの金属造　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下の　もの　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの　コンクリート造鉄筋コンクリート造ブロック造木造鉄筋コンクリート造コンクリート造コンクリート造金属造　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの金属造　骨格材の肉厚が3㎜以下のものコンクリート造コンクリート造コンクリート造 | 31241724831241781550412488838201919151515 |

|  |  |
| --- | --- |
| 処分制限財産の名称等 | 処分制限期間（年） |
|  施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| 陸上管理運営施設設備海上種苗生産施設設備その他附帯施設設備種苗供給等施設設備 | 海水ろ過装置餌料培養タンク　管理棟作業棟機械棟車庫冷蔵倉庫倉庫生けす海上いかだ発電設備室ポンプ室・ボイラー室発電設備変電設備配電設備海水取水設備海水排水路門扉囲障送気設備ポンプ設備ボイラー設備井戸浮消波堤管理事務所研修所 | 鉄筋コンクリート造鉄筋コンクリート造鉄筋コンクリート造鉄筋コンクリート造鉄筋コンクリート造金属造　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの網囲い式鋼製鉄筋コンクリート造金属造　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下の　もの鋼管コンクリート造FRP製ブロック造金属造　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下の　もの　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの木造木骨モルタル造 | 735038383824175538251515151515151515151010413830222422 |

|  |  |
| --- | --- |
| 処分制限財産の名称等 | 処分制限期間（年） |
|  施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| 鮮活魚運搬設備漁業近代化施設設備集約養魚施設産卵場造成施設設備繁殖場造成施設設備区画養殖施設設備加工施設設備 | 作業室研修所倉庫ふ化室機械室養魚池上屋養魚池注排水路取集水設備原動機調じ機揚水ポンプ活魚輸送船冷蔵自動車貨物自動車通信施設漁業指導取締船魚群探知機船外機生けす施設産卵床動力耕うん機繁殖場養殖池建物加工機械 | ブロック造金属造　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下の　もの　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの木造木骨モルタル造金属造　骨格材の肉厚が3㎜以下のものコンクリート造コンクリート造木造コンクリート造木造木造無動力船木造動力船総排気量0.5ℓ以下のもの木造動力船主たる構造が竹製のものその他のものコンクリート造ブロック造木造木造木造モルタル造 | 3431241715141915157157888864396555515715717158 |
| 処分制限財産の名称等 | 処分制限期間（年） |
|  施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| その他 | 一件あたりの取得の金額が5万円以上のもの | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例による。 |  |

別表4

|  |
| --- |
| 暴力団排除照会を省略できる「特定の公共団体など」 |
| １ | 独立行政法人 |
| ２ | 国立大学法人 |
| ３ | 特殊法人（特殊会社） |
| ４ | 地方独立行政法人 |
| ５ | 公立大学法人 |
| ６ | 公益社団／財団法人 |
| ７ | 認定／特例認定　特定非営利活動法人 |